## 第一種動物取扱業者における犬猫以外の哺乳類の取扱状況

ウェブサイト上で公表されている 25 都道府県、10 政令市及び4中核市の第一種動物 取扱業登録簿にリスト化されている頭数を集計したところ、取扱われている主な動物の 種類(500頭以上)は下記のとおり。

なお同一事業者が複数業種で登録したことにより、同一個体のダブルカウントが多数 あると考えられる。

また複数の動物の合計数のみ登録簿に記載されている場合は、各動物種の集計から除外した。

そのため下記個体数は実際の個体数とは一致していないが、より多く飼養管理されている動物の種類を示すものである。

## <犬猫以外の哺乳類全体 約45万頭>

(1) 齧歯類:65%程度

(ハムスター、マウス、ハツカネズミ、モルモット、リス、チンチラ、モモンガ、 デグー、ドブネズミ、スナネズミ、ジャンガリアンハムスター、ゴールデンハ ムスター、シマリス、カピバラ、アフリカチビネズミ など)

- (2) ウサギ:7%程度
- (3) ウマ:5%程度 ※乗馬クラブ、牧場が多い
- (4) その他哺乳類: 14%程度 (サル (うちニホンザル)、ハリネズミ、ヒツジ、フクロモモンガ、ヤギ、フェレット、<mark>ウシ、ブタ、</mark>ミーアキャット、<mark>アルパカ、</mark>コウモリ、イルカ、カワウソ、ライオン、アシカ、シカ、カンガルー、アザラシなど)

※灰色部:主に動物園・水族館

※<mark>青部</mark>:主に牧場

(5) その他:9%程度